

プレス・リリース
報道関係者様各位

control arms

1000 KILLED EVERY DAY

2006年6月26日—7月7日 履行検討会議

**6月27日の成果文書案では人権や人道の文字が全て削られ、
小型武器移転の基準は全く含まれていません。**

**現地時間6月29日午前、IANSAは意見書を発表し、
日本キャンペーンは日本政府の演説に対する評価をしました。**

このままでは、成果文書は不十分なままです。

成果文書の強化にむけて、(もっと)がんばれ、日本政府！

1. 成果文書案への IANSA 意見書 日本語要約

(詳細についてはお問い合わせください)

[1] 成果文書案からは、すべての人権や人道の文字が削除されました。

小型武器の非合法取引と拡散が問題なのは、人権の重大な侵害や国際人道法の重大な侵害を引き起こすからです。国連憲章において、すべての加盟国は人権と基本的自由を尊重するように助長奨励することが義務付けられています。そしてすべての国はジュネーブ条約共通第一条により、この条約を尊重し、かつ、この条約の尊重を確保することが義務付けられています。小型武器非合法取引の効果的な防止、除去、撲滅のためには、人権の重大な侵害や国際人道法の重大な侵害にあたる行為のための小型武器の使用や、そのような行為につながる移転を防止することが必要です。成果文書案から、すべての人権や人道の文字が意図的に削除されたことは大きな懸念事項です。成果文書では、人権や人道についての言及がなされるべきです。

[2] 成果文書案には、小型武器の移転基準が含まれていません。

2001年行動計画のセクションIIのパラグラフ11には、参加国は国家レベルにおいて「全ての小型武器を

対象とし、国際法の下において存在する国家の責任と総合的で厳格な国内規則・手続きに基づき、輸出許可申請書に関し、これらの武器が非合法取引に迂回する危険があることをとりわけ考慮に入れて、評価を行う」ことが明記されています。したがって、国家には、国際法の下での責任と総合的な形で、出許可申請書の評価をすることが求められます。しかし、行動計画においては、「国際法の下に存在する国家の責任」とは、どのようなものであり、そしてそのような責任と総合的で厳格な国内規則・手続きに基づいた輸出許可申請書の評価とは、どのようなものなのか、については具体的に明示されていません。履行検討会議では、行動計画に示された内容を具体的に明確化し、行動計画を各国が実際に「行動」に移すことを可能にするような基準に合意する必要があります。しかし、成果文書案には、このような基準がまったく含まれていません。成果文書では、セクションⅡパラグラフ8と9のなかで、国連憲章、国際人道法、国際人権法、慣習法やその他の関連する国際法上の国家の義務に基づき、この成果文書の枠内で詳細化されるグローバルなガイドラインを移転に適用することが含まれるべきです。

[3] 成果文書案では、国連ミレニアム宣言などに言及した箇所が削除されています。

行動計画の履行のために政府開発援助を最大限に利用することを奨励したOECDのDACのガイドラインについての言及がセクションⅢパラグラフ 16 に新たに挿入されたことは評価することができます。しかし、前回の成果文書案のなかで国連ミレニアム宣言、信頼醸成、子どもへの被害についての取り組み、などに言及した箇所は、削除されています。成果文書では、このような箇所を再挿入すべきです。

[4] 成果文書案の履行検討会議後のプロセスについての箇所は、行動計画を完全に履行し強化するためには不十分です。

行動計画の履行と強化のためには、今後の効果的なプロセスが確立されることが肝要です。成果文書案セクションⅣのパラグラフ2には、行動計画や小型武器追跡文書に加えて、履行検討会議の成果文書やその他の関連した合意についての履行状況について報告することが明記されるべきです。同セクションパラグラフ3の「行動履行会議」の箇所やパラグラフ5の履行検討会議の箇所にも、履行検討会議の成果文書やその他の関連した合意について言及されるべきです。また、会議と会議の間に議論の場を設けることについてのパラグラフを挿入するべきです。

[5] 成果文書案の国内規制についての箇所は、不十分です。

2001年以降の国連小型武器会議のプロセスのなかで各国が提出した報告書のうちの約7割が、武器所有などに関する国内規制についての情報を含んでいます。このことは、武器による被害をなくすため、そして非合法的な市場に武器が流れるのを防ぐためには、国内規制が重要であることを多くの国が認識していることを意味します。成果文書案での国内規制についての箇所は不十分であり、強化されるべきです。

[6] 成果文書案では、被害者(survivors)支援に言及した箇所が削除されました。

小型武器による被害を受けた人々への支援は、これまで十分な議論がされていません。行動計画においても、明示的な言及はなされていません。被害者については、短期的な支援と長期的な支援の両方の必要性、負傷者への救急処置のための訓練の必要性、小型武器による脅迫を伴った性的暴力への対応の必要性、被害を受ける人と被害をもたらす人との境界線の曖昧さの問題など、議題は山積しています。このような状況を鑑みたとき、成果文書案で被害者のニーズに言及した箇所が前文から削除されたことは問題です。成果文書では被害者支援について言及がなされるべきです。

[7] 成果文書案には、小型武器の問題のジェンダーに関する側面が言及されていません。

小型武器の問題に取り組むにあたっては、ジェンダーという側面を考慮する必要があります。小型武器の問題は、女性と男性に異なる被害の形をもたらします。また、小型武器の問題への取り組みにおいて、ジェ

ンダーによって多様な役割が求められます。成果文書案においてこの問題が言及されていないのは問題です。成果文書では、ジェンダーについての言及がなされるべきです。

2. 日本政府の演説への日本キャンペーンの意見

6月27日午前、本会議における日本政府の演説に対し、「コントロール・アームズ」日本キャンペーン5団体は、以下の評価と提言をします。

- 日本政府が多くのイシューに対して更なる取り組みが必要であることを認識し、小型武器の非合法取引を撲滅することを可能とする成果文書を求めていることは評価することができます。
- 演説で言及されているように、日本政府は、現場での取り組みと国際規範や制度の強化・普遍化という車の両輪によって小型武器の問題に取り組むことを、これまで主張してきました。そのうちの片方の車輪である現場での取り組みについての日本政府のイニシアティブは歓迎することができます。小型武器規制のための能力強化、紛争の影響を受けた個人やコミュニティの重視、小型武器プロジェクトのベスト・プラクティスといったイシューは非常に重要であり、今後の取り組みを期待します。紛争予防・平和構築無償やアセアン統合基金のなかで小型武器関連プロジェクトに投入される資金額や、アセアン統合基金がどのような小型武器関連プロジェクトに利用されるか、といった、演説のなかでは明確にされていない詳細に関して今後の議論を深めることを期待します。また、非合法的な武器の回収や、動員解除後の兵士の社会復帰および家族・コミュニティへの支援に関する努力を支援するという日本政府の方針を歓迎します。とりわけ、動員解除後の兵士の社会復帰および家族・コミュニティへの支援にあつたっては、ジェンダーという側面に注目することが必要であり、今後の議論を深めることを期待します。
- 車の両輪のうちのもう片方の車輪である国際規範や制度の強化・普遍化についての日本政府の立場は、より積極的なものとなるべきです。この側面のイシューとして、今回の演説において移転規制に重きを置き、公式な演説のなかで初めて武器貿易条約(Arms Trade Treaty: ATT)に言及をしたことは評価することができます。しかし、以下の部分で使用された言葉は曖昧かつ弱く、移転規制の問題についてのこれまでおよび履行検討会議が行われている現在の議論に実質的な貢献するものではありません。

“As a high priority of this Conference, the Final Document should stress, among other things, the importance of transfer control on small arms. I am very proud that Japanese small arms and light weapons are not being used in conflicts around the world . The global community should try to develop international standards on transfer control. In addition, Japan believes the Final Document, to maintain its effectiveness, must engage the major small arms exporting countries. In this regard, Japan understands the Arms Trade Treaty initiative aims to strengthen control over the transfer of conventional weapons. Such an initiative is principally in line with Japan's basic position.”

第一文目の「成果文書が小型武器の移転規制の重要性をとりわけ強調するべきである」という表現は、意味が明確ではありません。2001年行動計画のセクションIIのパラグラフ11には、参加国は国家レベルにおいて「全ての小型武器を対象とし、国際法の下において存在する国家の責任と統合的で厳格な国内規則・手続きに基づき、輸出許可申請書に関し、これらの武器が非合法取引に迂回する危険があることをとりわけ考慮に入れて、評価を行う」ことが明記されています。しかし、行動計画においては、「国際法の下に存在する国家の責任」とは、どのようなものであり、そしてそのような責任と統合的で厳格な国内規則・手続きに基づいた輸出許可申請書の評価とは、どのようなものなのか、につい

ては具体的に明示されていません。履行検討会議で求められていることは、行動計画に示された内容を具体的に明確化し、行動計画を各国が実際に「行動」に移すことを可能にするような基準に合意することです。しかし、2006年5月18日の旧成果文書案では、そのような基準が一切含まれませんでした。そのような状況において、「成果文書が小型武器の移転規制の重要性をとりわけ強調するべきである」という日本政府の主張は、意味が不明確です。また、第三文目は「グローバル・コミュニティは移転規制に関する国際基準を形成することを試みるべきである」としています。しかしながら、これは既に2001年行動計画以降、グローバル・コミュニティが行ってきたことです。その結果形成されてきた国際基準を成果文書に含めるべく、他の国々やNGOが議論をしている履行検討会議の場においては、このような表現は議論に貢献するものではありません。**日本政府は、成果文書のなかに移転に関する国際基準が含まれるべく、積極的なイニシアティブをとるべきです。**

さらに、武器貿易条約(ATT)について言及はなされていますが、使われている言葉は曖昧です。「日本は武器貿易条約イニシアティブが、通常兵器の移転規制を強化することを目指すものであると理解する」としていますが、武器貿易条約イニシアティブが、通常兵器の移転規制を強化することを目指すものであることは、各国に理解されている事実です。さらに「そのようなイニシアティブは原則的には日本の基本的な立場に沿うものである」としていますが、武器貿易条約のイニシアティブが日本の基本的な立場に反するものではなく沿うものであることは当然のことです。**日本政府は、国際法上の国家の義務に基づいた武器移転規制を目指す武器貿易条約のイニシアティブを「支持する」ことを明確に示すべきです。**

しかしながら、時間が非常に限られた演説のなかで武器の移転規制の問題を含めて文字数を割いているという点は歓迎すべきものであり、**履行検討会議での成果文書の交渉を含めた今後の議論のなかで実質的な貢献をすることにより、この問題への取り組みに尽力する姿勢を明確にすることを期待します。**

- 時間が非常に限られた演説でしたが、ブローカー取引、弾薬、履行検討会議後のプロセス、ジェンダー、法執行官による武器の使用、透明性、政府による市民社会との協力などに言及がなかったことは、これらの 이슈が2006年6月27日の成果文書案のなかで削除されたあるいは不十分なものであることを鑑みると残念なことです。
- 最後に、「コントロール・アームズ」日本キャンペーン5団体は、日本政府が小型武器の非合法取引を撲滅することを可能とする成果文書を求め、さらなる取り組みを求めていることを歓迎し、**履行検討会議での成果文書の交渉を含めた今後の取り組みのなかで、日本政府が上記の「車の両輪」の双方において国際社会で重要かつ実質的な貢献をすることを期待しています。**

control arms 「コントロール・アームズ」キャンペーン

現在、世界中で多くの通常兵器が出回り、不正使用によって多くの人々の命が奪われ、人権が侵害され、生活が脅かされています。2003年10月に開始された国際的な「コントロール・アームズ」キャンペーンは、そのような被害に歯止めをかけるべく活動しています。

連絡・お問い合わせ先

特定非営利活動法人 オックスファム・ジャパン 担当: 夏木
〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2階
Tel: 03-3834-1556 Fax: 03-3834-1025 E-mail: midori@oxfam.jp

ニューヨークでの連絡先(現地時間6月25日朝-7月7日夜)

携帯電話: (+1) 646-512-3403 E-mail: midori@oxfam.jp